

○交通事件指定捜査員運用要綱の制定について

(平成4年6月17日例規第67号/神交指発第624号)

最終改正 平成18年3月24日例規第20号

各所属長あて 本部長

この度、交通事件指定捜査員運用要綱を制定し、平成4年7月1日から実施することとしたので、本要綱の趣旨を十分理解し効果的な運用を図るよう努められたい。

記

1 制定の趣旨

近年の自動車の増加、道路網の拡張整備等により、本県の交通諸情勢は大きく変化し、これに伴って交通に起因する犯罪が益々広域化、スピード化の傾向を強めている。

このような交通諸情勢の変化に的確に対応し、この種交通事故事件の発生の際、これに対処できる捜査力を確保して捜査活動を推進するため、警察署等の警察官の中からあらかじめ交通捜査の適任者として指定された者(以下「指定捜査員」という。)を発生警察署等に応援派遣し、迅速的確な捜査を推進し、もって事件の早期解決を図ることを目的とするものである。

2 制定の要点

(1) 指定捜査員の招集は、神奈川県警察捜査本部運営規程(平成2年神奈川県警察本部訓令第23号)に定める特別捜査本部を開設した事件とした。

(2) 指定捜査員の編成は、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊及び警察署の交通課(隊)員によって編成した。

(3) 指定捜査員の推薦及び指定は、交通事件指定捜査員指定区分に基づき第一交通機動隊長、第二交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び警察署長(以下「署長等」という。)から推薦された者を交通部長が指定書を交付して、指定することとした。

(4) 交通事故事件の特質性から、事件捜査は専門的知識を必要とするため、指定捜査員の推薦基準(要件)を定めた。

(5) 指定捜査員の指定、変更(解除)状況を明確にし、その効果的な運用を図るため交通事件指定捜査員名簿を作成の上、主管課(交通指導課)に備え付けることとした。

(6) 効果的な運用を図るため、指定捜査員に対する教養訓練を毎年1回以上行うものとした。

(7) 署長等は、招集時、指定捜査員に病気等の事故が発生した場合は、当該階級に応じた代替者を捜査員として派遣することとした。

交通事件指定捜査員運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、神奈川県警察捜査本部運営規程(平成2年神奈川県警察本部訓令第23号。以下「捜査本部規程」という。)第2条に規定する交通部主管の特別捜査本部事件の捜

査に的確に対処するため、あらかじめ指定した交通事件指定捜査員(以下「指定捜査員」という。)を招集し、事件発生警察署等に派遣して迅速的確な捜査を推進するため必要な事項を定めるものとする。

第2 指定捜査員の推薦

第一交通機動隊長、第二交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び警察署長(以下「署長等」という。)は、交通事件指定捜査員指定区分(別表)に基づき交通事件指定捜査員推薦書(第1号様式)により、交通部長(交通部交通捜査課長(以下「交通捜査課長」という。)経由)に推薦するものとする。

第3 指定捜査員の推薦基準

指定捜査員の推薦基準は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 交通部門の警察官で警部補以下の階級にある者
- (2) 交通部門の経験がおおむね2年以上で、捜査員として適格性のある者
- (3) 年齢がおおむね45歳未満で、かつ、健康な者

第4 指定捜査員の指定及び解除

- 1 交通部長は、署長等の推薦に基づき指定書(第2号様式)を交付して指定捜査員を指定するものとする。
- 2 交通捜査課長は、交通部長が指定捜査員を指定したときは、備付けの交通事件指定捜査員名簿(第3号様式)に登載するとともに署長等に通知するものとする。
- 3 署長等は、人事異動その他の理由により指定を継続することができないと認めたときは、交通事件指定捜査員解除申請書(第4号様式)により交通部長に指定の解除を申請しなければならない。
- 4 交通部長は、前項の解除申請があった場合、その理由が相当と認めたときは、これを解除して当該署長等に通知するものとする。

第5 指定捜査員の招集及び解除

- 1 交通部長は、捜査本部規程第2条に規定する交通部主管の特別捜査本部事件の捜査について、必要があると認めたときは、その事件の態様、規模等に応じた所要の指定捜査員を招集し、必要な捜査体制を確立するものとする。この場合、関係署長等と協議を行うものとする。
- 2 交通部長は、当該事件の捜査の推移により、指定捜査員を必要としないと認めたときは、招集を解除するものとする。

第6 教養訓練

交通部長は、指定捜査員に対し、毎年1回以上期間を定めて教養訓練を行うものとする。

第7 留意事項

- 1 署長等は、指定捜査員が病気その他やむを得ない事由により招集に応じられないときは、当該階級に応じた代替者を差し出すものとする。

2 指定捜査員名簿の整備は、原則として定期異動後に行うものとする。

第8 運用に関する事務

要綱の運用に関する事務は、交通部長の命を受け交通捜査課長が行うものとする。